

《論 說》

EU 機能条約 101 条 1 項における 非競争的利益の考慮 (三・完)

渡 辺 昭 成

- I 本稿の目的
- II Wouters 事件判決
(以上、国士館法学 46 号)
- III 専門的職業団体が定める規則に対する EU 機能条約 101 条 1 項の適用
の際の非競争的利益の考慮
(以上、国士館法学 47 号)
- IV スポーツ団体が定める規則に対する EU 機能条約 101 条 1 項の適用の
際の際の非競争的利益の考慮
- V 結 語
(以上、本号)

IV スポーツ団体が定める規則に対する EU 機能条約 101 条 1 項の適用の際の非競争的利益の考慮

以下においては、スポーツ団体が定めた規則が EC 条約 81 条 1 項に違反するか否かが問題となった事例を取り上げることとする。Wouters 事件判決において採用された理論は、前述のように、その適用範囲について様々な主張がなされているが、委員会、第 1 審裁判所、ヨーロッパ裁判所において、スポーツ団体が定めた規則の競争への影響が審査され、その際に、競争に対する悪影響は存在するものの EC 条約 81 条 1 項の枠内においてそれが正当化されることがあるとされている。

1. ENIC 事件

(1) 事実の概要⁽¹⁾

本件は、委員会が、事実上一人の者により複数のサッカークラブが所有されている場合にはその中の一つのクラブのみがヨーロッパサッカー連盟（以下、UEFA）のクラブチャンピオンシップに参加することができるとした UEFA の規則について、EC 条約 81 条、82 条に合致するとした委員会のネガティブクリアランスに対し、複数のクラブを所有していた ENIC が不服を申し立てたものである。

UEFA は、国際サッカー連盟（以下、FIFA）に加盟しており、ヨーロッパにおいて国際試合および国際的なトーナメントを組織している。UEFA には現在、51 団体が加盟しており、その中の 18 団体は EU 域内に存在している。ENIC はスコットランドの Glasgow Rangers FC の株式の 25.1%、スイスの FC Basel の株式の 50%、イタリアの Vicenza Calcio の株式の 99.9%、チェコの Slavia Praga の株式の 96.7%、ギリシャの AEK Athens の株式 47%、イングランドの Tottenham Hotspur の株式の 29.9% を保有している。

1998 年、UEFA は次のような規則を定めた。

- (ア) UEFA のクラブチャンピオンシップに参加するいかなるクラブも、直接または間接に以下のことを行ってはならない。
- ㊦ 他のクラブの株式等の有価証券を保有ないし取引すること
 - ㊧ 他のクラブのメンバーとなること
 - ㊨ 他のクラブの経営、統治、パフォーマンスに関する地位に関与すること
 - ㊩ 他のクラブの経営、統治、パフォーマンスに権限を有すること
- (イ) いかなる者も、直接または間接に、UEFA のクラブチャンピオンシップに参加する一以上のクラブの経営統治、パフォーマンスに関する地位に関与してはならない。

- (ウ) 共通の支配のもとに置かれる二以上のクラブのうち、一クラブのみが同一の UEFA のクラブチャンピオンシップに参加することができる。個人ないし法人がクラブを支配下に置くとみなされるのは次の場合である。
- ⑦ 議決権の過半数を有すること
 - ⑧ 管理組織、経営組織、監査組織の過半数を指名ないし解任する権利を有すること
 - ⑨ 他の株主と共同することにより、株主として投票権の過半数を支配すること

この規則に対し、ENIC は次のような主張を行った。

UEFA が定めた規則は、純粋なスポーツに関する規則ではなく、ヨーロッパのサッカークラブの株式への投資を制限するものであり、関連市場、および、それに付随する市場に経済的影響をもたらすものである。この制限は、試合結果が決定されてしまうこと、および、そのように観客等に受け取られることを防ぐという正当な目的を達成するために必要不可欠なものではないため、EC 条約 81 条 1 項に違反するものである。また、当該規則は競争を制限し、また、UEFA の競技の公平性を守るという目的に比例していないため、EC 条約 82 条にも違反することとなる。

(2) 委員会の判断

ある合意が EC 条約 81 条 1 項の適用対象となるか否かを判断する際には、その経済的背景、目的、効果を考慮した上で、共同体内の競争に感知しうるほどの影響を与えるかということ、および、加盟国間の通商に直接的ないし間接的に、また、現実的でないし潜在的に、影響を与えることが高い確率で予見できるかということを検討することが必要である。

本件において問題となっている規則の目的は、競争を阻害することではない。その主要な目的は、競争の公平性を保護し、同一の競技に参加する同一の支配のもとにあるクラブ間の利益の衝突を防ぐことにある。これ

は、スポーツとしての UEFA の競技の公平性を守る必要性があることから定められたものであり、その目的は、試合結果の不確実性を確保し、また、当該試合が参加者の真摯な競争であるという印象を消費者が持つことを確保することにある。

しかし、UEFA の規則がその目的において競争を制限しないという事実により、単純に、EC 条約 81 条 1 項の適用から除外されるわけではない。当該規則がその効果において競争制限的なものであるか否か、また、当該規則の効果が競争制限的である場合には、Wouters 事件判決において述べられたように、その効果が目的の追求において内在していることが必要である。本件においては、結果として生ずるクラブおよびクラブの所有者の活動の自由の制限という競争制限効果が、ヨーロッパにおける信頼性のある競技の存在を追求するという目的に内在していることが必要である。当該規則は、スポーツ競技が公平かつ真摯に行われているということを公衆が感じるものが基本となっており、それがなければ、クラブがその経済的活動を行う市場の適切な機能は脅威にさらされることになる。もし、UEFA の競技に信用がなく、消費者が、行われているゲームが真摯なものではないと感じるのであれば、競技の価値は低いものとなることが予想される。また、厳格なスポーツとしての裏付けがなければ、クラブはその付随する活動から得られる価値を利用することができなくなることも、また、クラブへの投資も減ることが予想される。

また、当該規則は、サッカークラブへの資本の投資を妨げるものでもない。一以上のクラブの所有、支配、管理を禁ずるのみであり、投資家および経営者は複数のクラブに関与しようとも、そのうちの一つのクラブしか UEFA のチャンピオンシップに参加することができないというリスクさえ負えば、複数のクラブに対し、自由に支配ないし経営を行うことが可能である。

また、Wouters 事件において言及された比例性については、次のことが言える。

第一に、同じ競技に参加する複数のクラブが同一人の支配ないし経営のもとに置かれていた場合、スポーツの根底にある、クラブ間の相反する利益の存在が不明確なものとなるおそれがある。例えば、二つのクラブが共通の支配ないし所有のもとにある場合、公衆は結果が公平なものであるとは感じられないと考えられる。第二に、UEFA の規則は、クラブの支配権を有するとされる水準を超えなければ、投資家の行動の自由を制限することとはならない。なぜなら、そのような所有構造のもとにあるクラブは同一の UEFA のチャンピオンシップに参加することは可能だからである。第三に、加盟国の中には、それぞれの国の協会が UEFA の規則と同様の目的を実現するために、より厳格な規則を置いている国が存在する。したがって、UEFA の規則は、各国の規則の延長線上にあるものであり、各国の規則から導かれる必然的なものである。第四に、ENIC がより競争制限的ではない手段であるとする任意の行動規範は本件においては、代替案とならない。なぜなら任意の行動規範に従わないクラブが出現する可能性があるため、一般に、同一の所有者ないし経営者のもとにあるクラブが真摯なゲームを行っているかということに疑問が投げかけられることになるためである。この規則と同じ目的を果たすためには、行動規範はこの規則と同一のものとなり、また、強制力を持つものでなければならない。また、ケースバイケースで共通の支配のもとにあるクラブを規制者が審査するというシステムのもとでは、他のクラブが事前にどのクラブが UEFA のチャンピオンシップに参加するのかということを見ることができず、また、規制者の裁量を許すこととなる。したがって、クラブおよび所有者の活動の自由を制限することは、それが存在しなければ長期間、競争ということをも不可能とするゲームの公平性、真实性を維持するために必要であり、かつ、比例性を有する。

結論として、本件規則はその目的において競争を制限しておらず、また、クラブや投資家の行動の自由を制限することは UEFA の競技の存在そのものに内在しており、さらに、結果の不確実性を確保し、ゲームが真

撃に行われるという消費者の確信を保護するという合法的な目的を実現するために必要なものであることから、EC条約81条1項の適用対象外となる。また、本件規則が客観的かつ差別的ではない方法で実施されるのであれば、EC条約81条1項に反することはない。

また、本件規則が目的に対し比例性を有するのであれば、EC条約82条に違反するという事もない。

(3) 委員会判断の検討

本件は、Wouters事件において採用された理論を忠実に用いて、UEFAが定めた、共同の所有ないし経営のものと置かれたクラブが同時に、UEFAのクラブチャンピオンシップに参加することを禁止する規則が、その競争制限効果が正当とされる目的の遂行に対して内在的であり、かつ、比例性を有する場合には、EC条約81条1項および82条の適用対象外となるとされたものである。

委員会は、これまでスポーツに関する規則については、EC条約39条ないし49条の適用対象となるか否かという検討は行ってきたが、スポーツの規則に関し、正面からEC条約81条1項および82条の適用の可否を検討したことはない。また、EC条約39条ないし49条の適用対象となるか否かという検討においても、純粋にスポーツ上の利益に関する問題は、経済活動とは関係がないため、これらの適用対象とはならないとしてきた。

しかし、本件において、委員会は、「プロのサッカークラブはEC条約81条1項がいうところの事業者である。なぜならサッカークラブはスポーツという事業を、通常はチャンピオンシップを獲得することを目標として、他のクラブと試合をすることによって提供しているためである。このようなイベントには、複数の市場に対して、放映権、広告料といった金銭の支払いを生じさせる」、「各国の連盟はこれらのクラブの集合体であり、同様に事業者の団体であると考えられる。また、UEFAは、各国のサッ

カー連盟の集合であり、事業者団体である」、[UEFA は、ヨーロッパクラブチャンピオンシップの構成といった一定の活動においては、事業者とみなされる]として、UEFA の事業者性を認め、EC 条約 81 条 1 項および 82 条の適用対象となることを言明している。スポーツ団体が定める規則については、後述する Meca-medina 事件において述べられたように、その純粹にスポーツに関与する場合と経済的側面を有する場合とに区別することが困難な場合もあり、本件のような複数のクラブの所有・経営に関する規則はいずれにも属するものである。このような場合には、スポーツ団体を事業者団体ないし事業者とみなし、EC 条約 81 条 1 項ないし 82 条の適用の可否を検討する必要がある。

また、本件は、委員会が、Wouters 事件判決において採用された理論を専門的職業団体以外の団体の決定に対して適用したという点においてもこれまでになかったものである。

2. Piau 事件⁽²⁾

(1) 事実の概要

本件は、国際サッカー連盟（以下、FIFA）が定めた代理人に関する規則が、EC 条約 49 条、81 条、および、82 条に違反するか否かが問題となった事件である。

FIFA は、その団体としての規則を制定しており、1996 年に施行された規則において、選手の代理人となる者について資格要件を定めていた。第一に、選手の代理人となる者は、FIFA が発行するライセンスを保有していることが必要であり、そのライセンスは各国のその発行に関する資格を有する協会により発行されたものであること。第二に、自然人であること。第三に、ライセンスを取得するためには、特に法およびスポーツについて、知識を有しているか否かを確認するためのインタビューを受けること。第四に、犯罪歴がない等、適性および倫理性を有していること。第五に、デポジットとして、20 万スイスフランの銀行保証を供託すること。

第六に、選手と代理人の関係は最長2年であること。また、これに加えて、規則に違反した場合の制裁のシステムも整備されていた。

これに対して、Piau氏は、上記規則がEC条約49条等に違反する等として委員会に対して申立を行った。また、Multiplayers International Denmarkは、上記規則がEC条約81条および82条に違反すると申立を行った。これを受けて、委員会は2000年にFIFAに対してヒアリングを行い、その後、FIFAは新しい代理人規則を制定した。その内容は以下のものである。第一に、代理人は自然人であること。第二に、その資格を有する各国の協会により発行されたライセンスを有すること。第三に、「欠点のない評判」を保持しているという要件を満たす必要があり、法およびスポーツの知識を確認する選択式の問題を含む筆記試験を受ける必要があること。第四に、専門家としての責任を保証する保険に加入していること、ないし、10万スイスフランの銀行保証を供託すること。第五に、代理人と選手の関係は、最長2年であり、その契約内容が書面に記されていること。第六に、その契約においては代理人の報酬が明記され、それが選手の基礎的な総報酬に基づいて計算されており、当事者が合意に達しなかった場合には総報酬の5%となること。第七に、当該契約書が各国の協会に提出され、FIFAに登録がなされること。第八に、ライセンスを得た代理人はFIFAが定める規則に従い、すでにクラブとの契約下にある選手への接触を控えること。また、これに加えて、規則に違反した場合の制裁のシステムも整備されていた。また、2002年に行われた改正では、EUおよびEEA諸国の国民はライセンスの申請にあたり、国籍を有する国ないし所在を有する国に申請を行い、EUおよびEEA諸国において必要とされる保険のシステムに加入することが必要とされた。

この規則について、委員会は上記Multiplayers International Denmarkの申立てに関する調査を終了したが、Piau氏は、委員会に対し、この規則がEC条約81条および82条に違反するとして、申立を行った。これに対して、委員会は、FIFAの新規則は、以前の規則の主要な競争制限的側

面を除去しており、手続を進めることは委員会の利益と合致しないとの返答を行った。これに対し、Piau 氏はさらに申立てを行い、これを受けて、委員会は 2002 年 4 月に、Piau 氏の主張を退ける決定を行った。

これに対し、Piau 氏は第 1 審裁判所において、次のような主張を行った。第一に、FIFA の規制に従うことはサービスの提供に関する自由な競争の妨げとなり、かつ、開業の自由を制限するものであり、さらには代理人のライセンスを得られない者を市場から排除することとなる。第二に、新たに定められた規則は EC 条約 81 条 3 項により、同 1 項の適用が免除されるものではない。第三に、FIFA はサッカー市場において市場支配的地位にあり、代理人がサービスを提供する市場において、その地位を濫用しているため、EC 条約 82 条に違反する。第四に、代理人として行動することについてライセンスの取得が義務付けられていることは、サービスの提供の自由およびサービスの移動の自由の障害となる。

(2) 判 旨

① FIFA の事業者団体性

FIFA の会員は、各国の協会であり、各国の協会サッカークラブの集合体であり、個々のサッカークラブにとって、サッカーという行為は経済的な活動である。したがって、個々のサッカークラブは EC 条約 81 条がいうところの事業者であり、それらの集合体である各国のサッカー協会は事業者団体である。各国の協会は、FIFA の規則のもとで、競技に参加することが必要であり、その際には国際試合から得られる収入の一部の分配を受け、当該試合の排他的な放映権を有するものと認識されており、また、この点においては各国の協会自身も事業者である。したがって、これら各国の連盟が事業者の連盟であり、かつ、自らも事業者であり、FIFA はその集合体であることから、EC 条約 81 条がいうところの事業者である。

② EC 条約 81 条 1 項該当性

一般的なスポーツに関する規則を作ることは、EU 域内の一般的な組織

の自由を奪うこととはならないが、FIFA のメンバーである各国の協会、選手、選手の代理人を拘束することとなる FIFA の規則は、スポーツという活動の周囲の経済活動を規制するものであり、行動の自由を制限するものであることから、それが競争に関するルールに影響を与えるのであれば、事業者団体による決定として EC 条約 81 条 1 項の適用対象となる。

Piau 氏の主張は、改正された規則に関するものであり、第一に選手の代理人が FIFA の規則に従う義務、第二に標準契約の内容、第三に制裁のシステム、第四に法的救済のシステムについて主な主張がなされている。しかし、第一点において、FIFA の規則、主に選手の移動に関する規則は競争に関する規則に反するとは認められず、また、これは Piau 氏の主張の主要な目的ではなく、さらには聴聞の際に、Piau 氏は明確な主張を行わなかったことから、ここでは取り上げる必要がない。第二の点において、FIFA の規則において、代理人と選手の間契約の内容、その中では書面で契約がなされること、代理人の報酬の基準、詳細、2 年を超える契約の禁止といったことが示されているが、契約の更新は認められており、市場の変動性をむしろ促進するものであることから、競争上の問題を生じさせない。第三の点において、改正された規則は、代理人、選手、クラブに対する制裁について定めているが、これらは専門家に対する制裁として明らかに過度なものとはみなすことができないものであり、その制裁の程度も改正前のものよりも軽いものとなっており、加えて、Piau 氏はこのシステムが恣意的ないし差別的に適用されるとの証明をしていないことから、競争上の問題を生じさせない。第四の点において、各国の協会や FIFA から制裁に対する法的な救済のシステムは、各国の法律ないし共同体法のもとで通常の裁判所において救済を求めることは可能であり、また、制裁の無効をスイス連邦裁判所においても主張することは可能であり、競争上の問題を生じさせることはない。したがって、Piau 氏の主張は、認められない。

③ EC 条約 81 条 3 項該当性

委員会の判断において、ライセンスの取得を強制することが正当化されるものであり、また、改正された規則は EC 条約 81 条 3 項に基づき適用免除を受ける可能性があるとしたことについても Piau 氏は問題としている。その際、委員会は、ライセンスシステムは、質的にも量的にもそれがない場合と比べて制限を加重するものであるが、選手およびクラブを保護、特に短いキャリアしかもつことのできない選手のリスクを保護することを目的としていると説明している。しかし、この FIFA によって求められるライセンスを保有することが代理人にとって原則とされることは、経済活動への妨げとなり、競争を制限する結果となる。したがって、この原則は、EC 条約 81 条 3 項に述べられた要件を満たすことが必要であると思われる。

本件における問題の中核をなす当該規制および強制的なライセンスシステムの原則を正当化するためには、様々な法的ないし事実上の背景を考慮する必要がある。第一に、フランスのみが共同体内においてスポーツ代理人という職業に関する規則を採用している。さらに、代理人は現在のところ、専門的職業団体を組織していない。また、代理人の行為の一部が過去において、財政的ないしその専門性において、選手およびクラブに害を及ぼしてきたことも明らかである。FIFA は、この規則を制定する際に、この規則は、短いキャリアしか持つことのできない選手のために代理人となる者の専門性、倫理性を引き上げることが目的としていると説明している。

Piau 氏の主張とは異なり、本件ライセンスシステムによって競争は排除されない。なぜなら、本システムのもとで、代理人となる者の量的な制限というよりはむしろ代理人となる者の専門性を引き上げることが達成されることは明らかである。量的な面においては、逆に代理人の資格を有する者は増加しており、1996 年時点ではその人数は 214 人であったのに対し、2003 年初頭には 1,500 人となり、同年 3 月の試験においては 300 人が

その試験を通過している。

このような状況下において、代理人という職務を果たす者に対する制限は、代理人に関する各国の規則および専門家としての組織が存在しない状況の中では、ライセンスシステムの強制的な性質から生ずる種々の制限が81条3項に基づく適用免除を受ける可能性があると判断したことについて、委員会に法の適用上の明白な誤りを犯していない。したがって、Piau氏の主張は採用できない。また、FIFAは、代理人としてのサービスを提供する市場において市場支配的地位を有しておらず、また、EC条約81条3項による適用免除を受けるのであれば、EC条約82条の適用可能性はないことから、この点においてもPiau氏の主張は採用できない。

(3) 判旨の検討

本件は、FIFAが定めた規則のうち、主にサッカー選手の代理人となる者につき、ライセンスを取得することを義務付けることが、競争制限効果があり、それがEC条約81条3項のもとで適用免除の対象となるか否かが問題となったものである。EC条約81条3項が定める要件に合致するか否かの判断については、漠然としており、その正当性に疑問が残るところである。しかし、スポーツに関する規則がEC条約81条1項に該当する可能性があることを検討したことは明らかである。以下にのべるような事業者団体性、国際法の観点からの批判はあるものの、ヨーロッパ裁判所が後述するMeca-medina事件において判断したのと同様に、スポーツに関連する規則がEC条約81条1項に該当する可能性があるとした点がこれまでの判例と異なる。

① FIFAの事業者団体性

本件において、FIFAが事業者団体にあたることにつき、これを「謎のような」と評価する批判がある⁽³⁾。これまでスポーツに関する規則は、あくまでもEC条約39条ないし49条に違反するか否かということが問題となってきたが、その際には、EC条約による禁止は、「純粋なスポー

ツ上の利益」に関するものであり、したがって「経済活動に関係性のない」規則には影響を与えないとされてきたことから⁽⁴⁾、この理論を EC 条約 81 条 1 項ないし 82 条を適用する際にも採用すべきだとするものである。しかし、この考え方に基づいて考えた場合、本件における FIFA が定めた代理人に関する規則は、「純粋なスポーツ上の利益」に関するものではないため、FIFA に加盟する各国の協会の事業者性、事業者団体性を認定せずとも、その事業者性を認定できることとなる。

② 国際法の観点からみた EC 条約 81 条 1 項該当性

判旨に対しては、FIFA が規則を定める権限を有するか否かという観点から批判を行うものがある⁽⁵⁾。これによると、特定の専門家を規制する規則は公的な機関が作成した場合のみ合法であり、例外的に立法により私的機関にその権限が与えられている場合には合法であるとする。FIFA は国際組織からこの権限は与えられていないため、FIFA が規則を定めることは認められないとする。また、第 1 審裁判所が、FIFA が規則を制定することを正当化する理由として挙げた各国の代理人に関する規制の不存在についても、以下のように検証を行い、FIFA の規則が国際法に反するものであり、FIFA がこのような規則を定めることは EC 条約 49 条に違反するとしている。

第一に、国際労働機関が定めた憲章 181 条が存在している。これは、雇用・被用のマッチングサービスに関するものであり、この業務を行う者に対し、資格制度を導入する場合にはそれは加盟国の当局のみがそれを行うことができるとするものである。また、その場合、資格を得た者は、個人であれ法人であれ、労働者から費用を徴収してはならないとするものである。国際法は、国内法に優先するものであることから、この憲章を批准しているベルギー、チェコ共和国、フィンランド、ハンガリー、イタリア、リトアニア、オランダ、ポルトガル、スペインには、すでに国内において代理人を規制する立法がすでに存在しているといえる。第二に、25 の EU 加盟国のうち、16 か国においては選手の代理人を規制するための立法な

いし法的枠組みが存在している。現在 EU 域内において FIFA によりライセンスを賦与されている代理人のうち 95% はこれらの規制の対象となっており、国内法の効力が勝るため、FIFA の規制は有効ではない。したがって、FIFA がこのような規則を定めることは EU 域内において選手の代理人としての職業活動を制限するものであり、EC 条約 49 条に違反する。

この意見に基づいて考えた場合、FIFA が定めた代理人規則は、その権限がないにもかかわらず制定されたものであり、代理人となる者を拘束し、その間の競争を制限することから、現行の EU 機能条約 101 条 1 項違反となる可能性がある。しかし、その場合には、EU 機能条約 101 条 1 項の枠内において正当化されるか、または、101 条 3 項に基づき正当化されるかということが検討される必要がある。

Wouters 事件判決において採用された理論に基づいた場合、仮に次のように考えることができる。本件規則の目的は、代理人の不適切な行為によって選手およびクラブの利益が侵害されることを防ぐことにある。この目的が正当な目的であるかということについて判断基準はないが、仮にこれが正当な目的であるとした場合に、問題となるのは内在性と比例性である。前者については、代理人に一定の資格制度を導入し、代理人間の競争を制限することは、判決において言及されているようにかつて代理人の不適切な行為により、選手およびクラブの利益が侵害された事例があることから、これらの利益を保護するために内在するものといえるであろう。後者については FIFA が定めた規則が必要最小限といえるかということが問題となる。代理人の一定の資格制度を導入することにより選手およびクラブの利益を保護することは実現できる可能性があるが、それが必要な範囲内といえるかということは検証が必要である。たとえば、代理人を自然人に限定することや代理人と選手の間で合意がなされない場合の報酬額の決定方法が目的実現のために必要な範囲にとどまっているかということについては疑問が残る。

3. Meca-Medina 事件⁽⁶⁾

(1) 事実の概要

本件は、国際オリンピック委員会（以下、IOC）が定め、国際水泳連盟（以下、FINA）が実施したドーピングに関する規制が、EC 条約 39 条、49 条、81 条、および、82 条に違反するか否かが問題となったものである。

IOC は、反ドーピング憲章 12 条において、禁止薬物が競技者の組織ないし体液から発見された場合にはドーピングとして違反行為となることを述べている。ナンドロレンおよびその代謝物は、その禁止対象となる筋肉増強剤であり、尿 1 ミリリットルあたり 2 ナノグラムを超えて、検出された場合に違反行為が存在するものとみなされる。違反者は、最短で 4 年間、FINA が関連する国際大会への出場が禁止され、それが故意ではないこと、ないし、過失なく当該物質が存在する可能性について証明できた場合には、その期間が減縮されることがある。

ブラジルにおいて開催された世界大会期間中である 1999 年 1 月に実施されたドーピング検査において、Meca-Medina、Majcen の両氏から基準値を超えるナンドロレンが検出され、両氏は 4 年間の出場停止処分を受けた。その後、FINA の決定の取消の可否を審査する権限を有するスポーツ仲裁裁判所においてもその判断は覆らなかった。しかし、一部の科学者から、ナンドロレンの代謝物は、豚肉等の摂取により、一定水準を超えて体内で生産され得ることが指摘され、これを受けて、両氏と FINA の間の同意のもと、再び、スポーツ仲裁裁判所でその審査がなされ、両者の出場停止期間は 2 年に減縮された。両氏はこれを争うことはなかった。

2001 年 5 月、両氏は、委員会に対し、上記反ドーピング規則が EC 条約 39 条、49 条、81 条、および、82 条に違反するとの申立てを行った。しかし、委員会はその決定において、この主張を認めなかったため、両氏は第 1 審裁判所へ提訴した。その際、両氏は、次の 3 つの主張を行った。(ア)委員会が、IOC は判例法がいうところの事業者ではないとしたことは

事実の認定および法の適用において明白は誤りがある。(イ)上記反ドーピング規則が EC 条約 81 条 1 項がいうところの競争制限にはあたらないとする判断において、Wouters 事件において確立された基準を誤って適用している。(ウ)反ドーピング規則が EC 条約 49 条に違反するという両者の主張を退けた点において、事実の認定と法の適用において誤りがある。

しかし、第 1 審裁判所は、次のように、両氏の主張を退けた。第一に、EC 条約 39 条および 49 条は、スポーツの分野において採用されるルールが経済的側面を有している場合には適用されるが、一方で純粋なスポーツのルールに対しては適用されない。つまり、EC 条約 39 条および 49 条は、経済的な活動と関係のない純粋なスポーツに関しての利益の問題には適用されない。第二に、反ドーピング規則は、純粋なスポーツのルールであり、経済的活動とは関係がないという事実は、その結果として反ドーピング規則が EC 条約 39 条および 49 条の適用対象とならないというだけではなく、EC 条約 81 条および 82 条の適用対象ともならない。第三に、反ドーピング規則を採用する際に、両氏が主張するように IOC がオリンピックの経済的な側面を考慮していた可能性があるということは、反ドーピング規則の純粋なスポーツの規則としての性質を変化させるのには十分ではない。第四に、委員会はその判断において、反ドーピング規則は、その純粋なスポーツの規則としての性質から EC 条約 81 条および 82 条の適用対象外とし、Wouters 事件を参照しなかったことは問題とはならない。反ドーピング規則に関する問題は、スポーツに関する紛争を解決する機関の管轄である。

このような第 1 審裁判所の判断に対し、両氏は次のような主張を行った。

第一は、法の適用に関する誤りである。純粋なスポーツに関する規則は、ただそれがスポーツに関するものであるという理由だけで、条約の適用対象外とされてきたわけではない。これまで、ナショナルチームの構成およびその結成に関する問題については純粋なスポーツに関する利益に関

係するものであるとされてきたが、ただそれだけを理由として、すべてのスポーツに関する規則が EC 条約 39 条、49 条、81 条、および、82 条の適用対象外となるわけではない。また、純粋なスポーツの利益に関する規則が競技スポーツの組織およびその適正な活動に必ず内在しているという認定は誤りであり、スポーツイベントの性質および背景を考慮する必要がある。プロとしてのスポーツ活動は、その性質が明確ではなく、スポーツ活動の経済的側面と非経済的側面の線引きは人為的である。

第二は、委員会がその判断において、反ドーピング規則は EC 条約 81 条 1 項が意味するところの競争制限に該当しないとしたことである。裁判所は、Wouters 事件判決において示された基準を適切に適用していない。Wouters 事件判決において示された基準に基づいて考えると、反ドーピング規則は競技としてのスポーツの公平性、競技者の健康を保護するという目的に内在しているものではなく、IOC 自身の利益を守るためのものである。また、2 ナノグラムという基準は、科学的な基準に合致しておらず、この規則はその性質において過度なものであり、ドーピングを根絶するために必要な基準を超えたものである。

(2) 判 旨

両氏の第一の主張について、次のことが言える。

スポーツに関する活動は、それが経済的な活動に関係する限り、条約の適用対象となる。スポーツに関する活動が利益を得られる雇用の形式ないし収入を得られるサービスの提供に関係するのであれば、EC 条約 39 条および 49 条の適用対象となる。これら人の自由移動およびサービスの適用の自由に関係する条文は、公的機関の活動にのみ適用されるわけではなく、集団的な方法で利益を生み出す雇用やサービスの提供を規制するすべての規則に適用される。たしかに、経済的な活動に関係しない純粋なスポーツに関する利益に対しては、これらの条文は影響を与えることはない。あるスポーツの経済的な側面について、これを純粋なスポーツとして

の側面から切り離すことは困難であるが、裁判所はこれまで、スポーツイベントの特定の背景に関係する非経済的理由により、人の自由移動およびサービスの提供の自由に関する条文の適用対象外としたことはない。したがって、スポーツに関する活動に従事することが人の自由移動およびサービスの提供の自由に関する条文のもとで審査されなければいけない場合には、それらの規則が EC 条約 39 条および 49 条が定める要件を満たしていることが必要である。また、そのような活動に従事することが競争に関係するのであれば EC 条約 81 条および 82 条が定める要件を満たすことが必要である。したがって、この点において第 1 審裁判所の判決は法の適用において誤りがある。

両氏の第二の主張について、次のことがいえる。

当事者の活動の自由を制限するすべての事業者間の協定および事業者団体の決定が EC 条約 81 条 1 項の適用対象となるわけではない。EC 条約 81 条 1 項を特定のケースの適用するにあたっては、当該事業者団体の決定が行われた背景およびその効果、特にその目的を考慮する必要がある。また、その際、結果として生ずる競争制限効果が、その目的を追求するにあたり、内在し、また、比例性を有することが必要である。委員会が、反ドーピング規則が、競技スポーツが公平に実施されるためにドーピングを根絶することをその目的とし、また、その目的の中には競技者へ公平な機会を与えること、競技者の健康を保護すること、競技スポーツの公平性・客観性を維持すること、スポーツの倫理的な価値を守ることが含まれると認定したことに誤りはない。加えて、規則への違反に対するペナルティーは、ドーピングの禁止を実施するために必要なものであり、競技者にその結果としてもたらされる行動の自由への影響は、反ドーピング規則に内在しているものである。したがって、反ドーピング規則が両氏の行動の自由を制限する事業者団体の決定であったとしても、その合法的な目的において正当化されるため、EC 条約 81 条 1 項において禁止される競争制限となるわけではない。また、そのような制限は競技スポーツの組織およびそ

の適切な活動において内在的であり、その目的は競技者間の競争を健全に保つためにある。加えて、その当時の研究および文献によると体内において生産されるとされるナンドロレンは、平均で、基準とされる 2 ナノグラムの 20 分の 1 以下であり、また、最大でも 3 分の 1 以下であることから、当該基準がスポーツイベントの適切な実施のために必要な範囲を超えて、プロのスポーツマンに制限が課されているとはいえない。したがって、両氏の主張については、採用できない。

(3) 判旨の検討

本判決については、本件に対し、競争法を適用することを非難する見解が複数みられる。その理由は、裁判所が、「スポーツに関する活動は、それが経済的な活動に関係する限り、条約の適用対象となる」としたことにつき、IOC および FINA は確かにチケットの販売や試合の放映権の販売といった経済的な活動を行っているが、本件で問題とされた反ドーピング規則およびその執行は、経済的な側面を有しているわけではなく、その点においては事業者とみなされるべきではないということである。つまり、事業者としてその活動に対して競争法が適用されるのは、あくまでも行為が経済的な側面を有している場合であり、当該団体がただ経済的な活動を行っているというのみで競争法を適用すべきではないということである⁽⁷⁾。この見解は IOC 等の団体の行為を、経済的性質を有するものと有さないものに分類し、前者のみに事業者の行為として競争法の適用をすべきとするものである。確かに、スポーツの競技上のルールや本件のような反ドーピング規則に対し、競争法を適用するのは違和感を覚える。しかし、それが本件のように競技者に経済的な影響を及ぼす場面もあり、経済的性質を有する場合とそうではない場合をいかに区分するかということは問題となる。

これに対して、本件において、Wouters 事件判決で採用された、当該決定のすべての背景、影響を考慮、特にその目的を考慮した上で、その目

的が正当なものであり、それにより発生する競争制限効果が目的の追求において内在しており、その競争制限が比例性を有している場合、つまり、目的の追求に対して必要である場合には、当該決定は競争法の適用対象外となるという理論がスポーツ団体をはじめとする EU の自己規制団体の行為に対して適用されることを歓迎する意見がある⁽⁸⁾。スポーツ等の世界における自己規制は、EU における規制から自動的にその適用を免除されないが、必ずしも EU の規制に合致しないわけではないことが明らかとなったとして、今後もこの理論が適用されることにより、その是非が明らかになるとしている。

その後、本判決において示された理論は、委員会の白書においてもその正当性が認められている⁽⁹⁾。そこでは、一定のスポーツのルールは、本件において示された理論に則って、ケースごとに審査がなされ、それが単に「純粋にスポーツの規則」だという理由だけで、EU 競争法の適用対象外とはならないとされている⁽¹⁰⁾。さらにその白書のもととなった資料⁽¹¹⁾によると、スポーツの規則における正当な目的とは、通常、「競技スポーツの運営および適切な行動」に関するものであり、競技者へ平等な機会を与えることにより競技の公正性を確保すること、結果の不確実性を確保すること、競技者の健康を保護すること、観客の安全性を確保すること、若い選手のトレーニングを推奨すること、スポーツクラブの財政的安定性を確保すること、現在あるスポーツの統一的かつ安定的な運営を確保することであり、具体的には試合時間の長さを決定したり、出場選手の数を制限したりするゲームに関するルール、競技者の選考基準に関する規則、「ホームアンドアウェイ」に関する規則、競争関係あるクラブを複数所有することを防ぐための規則、ナショナルチームの構成に関する規則、反ドーピング規則、選手の移籍期間に関する規則は、これまでの委員会による EC 条約 39 条および 49 条に関する法運用を参考に、本判決で示された理論に基づいて考えた場合に、EC 条約 81 条および 82 条違反となる可能性は低いとされ、逆に、スポーツ団体を競争から保護する規則、スポーツ団体の決

定に対し法的な異議を述べる機会を奪う規則、スポーツクラブおよびチームに対する国籍に関する規則、クラブ間の選手の移動を規制する規則、スポーツに付随するプロ団体を規制する規則は、EC 条約 81 条 3 項に基づいて正当化されるもの以外は EC 条約 81 条および 82 条に違反する可能性があるとしている。

しかし、競争制限効果を持ちながら、なおその追求が正当化される目的とは何であるかということとはかならずしも明らかになっていない。上記資料に挙げられた事項に関する規則が選手等に経済的な活動に影響を与える場合があり、競争に悪影響が生ずる可能性がある。また、いかなる場合に現行の EU 機能条約 101 条 1 項のもとでこのような考慮が行われ、いかなる場合に同 101 条 3 項の適用があるのかということも明らかになっていない⁽¹²⁾。

4. 小 括

本章においては、スポーツ団体が定めた規則が EC 条約 81 条 1 項に違反するか否かという検討が 81 条 1 項の枠内で行われた事例について検討した。スポーツ団体が定める規則の中には、様々な種類のもが存在し、Piau 事件において問題となったドーピング規則といった競技上のルールから、ENIC 事件において問題となったスポーツクラブの支配に関するルールといったものが存在する。このような状況下で、これまで委員会および第 1 審裁判所は、スポーツ団体が定める規則については、もっぱら EC 条約 39 条および 49 条の枠内で考慮を行い、また、その際には、スポーツ団体が定める純粋にスポーツ上の利益に関する問題はこれらの適用対象とはならないとしてきた。しかし、前述したように、現在は、スポーツ団体が定める規則といっても様々なものがあり、その中には EU 域内市場に経済的な影響をもたらすものもあり、「純粋な」スポーツ上の利益とそれ以外のものを明確に切り離すことはできない。その中で、EC 条約 81 条 1 項の枠内で、競争に悪影響を与えるスポーツ団体が定める規則につい

て検討が行われている。その検討においては、Wouters 事件判決において採用された理論が用いられている。

検討の過程において疑問となるのは、EC 条約 81 条 1 項の枠内での検討における「比例性」の意味である。Wouters 事件判決においては、弁護士と会計士の間の業務提携を禁止する 1993 年規則のような規則は、「合理的には、法的専門家の適切な行為を確保するために必要なものでありうる」、「より競争制限的ではない手段によっては」目的は達成できない、「法的専門家の適切な行為を確保するために必要な限度を超えることは思われない」といった文言が使用され、当該手段が目的達成のために必要最小限であることが「比例性」の要件を満たすために必要であると考えられる。また、ENIC 事件における委員会の判断においても、「より競争制限的ではない手段であるとする任意的な行動規範は本件においては、代替案とならない」といった文言が使用されていることから、当該手段が目的達成のために必要最小限であることが必要とされている。しかし、Meca-Medina 事件判決においては、「当該基準がスポーツイベントの適切な実施のために必要な範囲を超えて、プロのスポーツマンに制限が課されるとはいえない」と述べるのみであり、この文言が当該手段が目的達成のために必要最小限であることを意味するかは明らかではない。

また、EU における競争法の運用においては「消費者厚生」を最大化することが重要視されており⁽¹³⁾、競争を促進することが消費者厚生を高めるものであるとするならば、競争を制限する効果を生み出すとその目的が正当と考えられる共同行為ないし事業者団体の決定が正当化される場合には競争への悪影響は必要最小限であることが求められる。しかし、スポーツ団体が定める規則が直接消費者に対して経済的な影響を与えるわけではない。その中で、現行の EU 機能条約 101 条 1 項の枠内でいかなる事項が正当な目的とみなされるかということは依然として明らかになっていない。

V 結 語

1. 判例の展開

Wouters 事件判決において明確に採用された理論、つまり、現行の EU 機能条約 101 条 1 項の枠内において、当該競争制限的行為を、あらゆるその背景を考慮した上で、正当な目的を追求するためのものであり、かつ、競争制限効果が発生することが目的の追求に内在する、つまり、必然的に伴うものであり、かつ、比例性の要件を満たしている場合には EU 機能条約 101 条 1 項の適用対象外とするという理論は、専門的職業団体が定める規則のみではなく、スポーツ団体が定める規則にもその適用範囲が広がっている。また、以下に紹介するように、Wouters 事件判決において採用された理論が現在でも使用されており、なおも 101 条 3 項における適用免除とは異なる理論のもとで、101 条 1 項の対象外となる可能性がある。

以下では、近年に Wouters 事件判決において採用された理論を用いた事例について紹介した後、結語を述べることにする。

2. OTOC 事件⁽¹⁴⁾

(1) 事実の概要

本件は、ポルトガル公認会計士協会（以下、OTOC）が、自ら定めた規則において、公認会計士は、自らが開講する講座を一定時間受講し、また、自らが開講する、ないし、自らが認可を行った機関が提供する講座を一定時間受講しなければならないとしたことが、EU 機能条約 101 条 1 項に違反するか否かということにつき、先行判決が求められたものである。

ポルトガル公認会計士法 3 条は、OTOC は、公認会計士の資格の付与、倫理上ないし専門家としての原則および規則の制定等につき権限を有すると規定している。また、同法 57 条 1 項は、公認会計士は OTOC が定めるすべての規則に従って行動する義務があるとし、同法 59 条 2 項は公認会

計士が法によって定められた義務ないし他の規定、および、法により求められる行動を作為、不作為、または、過失により実施しない場合には規律違反となるとし、同法 63 条および 64 条は、その規律違反の場合の制裁を定めている。

OTOC は、自らが定めた規則の 3 条において以下のことを定めている。

1 項 OTOC が提供する訓練は、“institutional training” と “professional training” である。

2 項 “institutional training” は、OTOC によって最大 16 時間実施されるものであり、その目的は特に専門家が立法動向および法の改正動向を知り、また、倫理上の問題および専門家としての適切な行為について知ることにある。

3 項 “professional training” は、16 時間以上実施されるものであり、専門家にとって主要な題目に関する知識の習得、および、その consolidation にある。

また、同規則 5 条 1 項は、OTOC はすべてのタイプのトレーニングを実施することが可能であり、5 条 2 項は “institutional training” は OTOC によってのみ実施されるとしている。加えて、同規則 6 条および 7 条は、法によりその資格が認定された高等教育機関であり、OTOC に登録がなされた者が “professional training” を提供することができるとしている。また、この高等教育機関が従わなければいけない条件は、OTOC がこれを定めるものとし、8 条は、当該機関はその専門性等につき OTOC に対し、証明を行う必要があるとし、9 条は、当該機関が開講する講座について、開講 3 か月前までに OTOC に申請を行い、審査を受ける必要があるとしている。

また、同規則 15 条は、公認会計士に対し、“institutional training” と “professional training” に参加し、1 時間の訓練により 1.5 単位を習得するものし、“institutional training” に関し、年間 12 単位の取得を義務付けている。また、公認会計士は “institutional training” と “professional

training” に関し、それらを合わせて年間平均で 35 単位を取得することが義務付けられている。

ポルトガル競争当局は、2006 年および 2009 年に、この OTOC が実施する強制訓練制度に関する申立を受けた。この間、数多くの機関が OTOC に対し、200 ユーロを支払って高等教育機関としての登録を行い、また、実施する訓練ごとに 100 ユーロを支払っていた。また、OTOC が訓練の内容の審査において、その承認を拒否した事例があることも明らかとなった。加えて、二つの教育機関が OTOC への登録を訓練の実施の自由を奪うものであるとして、自らそれを拒否したことや、OTOC が登録の承認を求められたにもかかわらず、5 か月以上承認を行わない事例や申請に対する応答が 1 年以上もない事例があることが明らかとなった。

2010 年 5 月、ポルトガル競争当局は、OTOC による公認会計士に対する強制訓練制度が EU 機能条約 101 条 1 項および 102 条に違反するとの決定を行った。これに対し、OTOC はリスボン商業裁判所にその取消を求め、リスボン商業裁判所は、EU 機能条約 102 条に関する部分についてはこれを取り消したが、同 101 条 1 項に関する部分についてはこれを支持した。そのため、OTOC はこの判決の取消を求めて、リスボン控訴裁判所に控訴を行った。

リスボン控訴裁判所は、次の問題等につき、ヨーロッパ裁判所に対し、先行判決を求めた。

- (ア) Wouters 事件判決その他の判決が専門的職業団体によるその会員たる専門家の活動に影響を与える規則を問題としたのに対し、EU 機能条約 101 条 1 項および 102 条は、専門家の経済的行動に直接的な影響がない公認会計士に課される規則に対して適用されるか。
- (イ) EU 法に照らし合わせて、専門的職業団体は専門家としての行為、特に自らのみが提供する訓練に参加を強制することは許されるのか。

2. 判 旨

公認会計士が事業者であり、また、公認家計士協会が事業者団体であり、かつ、上記訓練に関して定めた規則は事業者団体の決定にあたるものとして、次のように述べた。

当該規則がその目的ないし効果において競争を阻害、制限、ないし、歪曲するか否かの点に関し、当該規則の目的は、強制的な訓練をシステム化することにより、公認会計士によって提供されるサービスの質を保証することにある。しかし、たとえ当該規制の目的がその目的において競争を阻害、制限、ないし、歪曲することになくとも、域内市場における競争に対する影響を検証する必要がある。この効果の検証は、本来は先行判決を求めた裁判所が行うべきことであるが、先行判決を求めた裁判所が結論を導きだせるようにするために、EU 法に関する解釈という点から、当裁判所がこれを行うこととする。

当該規制により制度的な訓練を行う主要な目的は、公認会計士が倫理上の問題、および、専門家の行動に関するルール、法の改正および立法動向の認知度を向上させることにある。また、公認会計士が関連する法律の進展という点に関しては、その訓練の主要な目的は、専門家にとって重要な題目に関する知識の習得、および、その consolidation であるといえる。これらの訓練の実施に際しては、それを OTOC ないし OTOC が承認した機関が提供し、それを一定時間受講することとなっている。これらのことから、“institutional training” と “professional training” はその性質において互換性がある。したがって、本件において、両者は区別すべきものではない。

この公認会計士に対する強制的な訓練を提供する市場において、“institutional training” については OTOC のみが行うことから、OTOC は当該市場において大きな部分を提供することが保証されているといえる。その結果として、OTOC 以外の教育訓練機関は訓練を提

供することを妨げられており、当該市場において競争が阻害されていると言える。また、“institutional training”については、年間 12 単位の取得が公認会計士に義務付けられ、残りの 23 単位の部分についてのみ“institutional training”と“professional training”との間の選択が可能となっていることから、OTOC は他の教育訓練機関よりも競争上優位な立場となっている。

また、教育訓練機関は、訓練を実施するに際し、OTOC に対し、登録を行わなければならない、また、その承認を行うのは OTOC 自身である。さらには提供する個々の訓練についても OTOC の承認を得ることが必要であり、その申請も少なくとも訓練を実施する 3 か月以上前に行わなければならない。また、これらの申請については OTOC への費用の支払も必要である。

OTOC 自身が他の教育訓練機関と競争関係にあり、また、OTOC が提供する訓練についてはいかなる承認手続も存在しない中においては、この制度は機会の平等性に反するものであり、OTOC に対し、一方的な承認権限を与え、競争を阻害する効果を持つこととなる。

しかしながら、当事者の行動の自由を制限するすべての事業者団体の決定が EU 機能条約 101 条 1 項に反するわけではない。EU 機能条約 101 条 1 項の適用に際しては、当該事業者団体の決定が行われたすべての背景、および、その効果について考慮する必要がある。中でも考慮が必要なのはその目的である（Wouters 事件判決参照）。本件において、当該規則の目的が、公認会計士によって提供されるサービスの質の保証にあることは明らかである。公認会計士に対する強制的な訓練をシステム化することは、継続した訓練、および、専門家としての教育を受けていることを保証することであり、これにより事業者の会計、および、税に関する問題を適正に解決することが可能となり、当該規制は効果的に目的の遂行につながるものである。

次に、当該規制によって生ずる競争制限効果は、公認会計士のサービス

の質を保証するに当たり、合理的に必要であり、必要な限度を超えていないか否かということを検証する必要がある。また、その際、当該規制が関連市場の競争の重要な部分を排除し、競争者に差別的な条件を課していることに注意する必要がある。

結論として、“institutional training”の16時間の部分において、競争は排除されており、これは公認会計士のサービスの質の保証のために必要であるとはみなされない。同様に、公認会計士に対する強制的な訓練の市場へのアクセス条件に関し、サービスの質の保証という目的は当該市場への平等なアクセスを確保するための新たな基準として、明確に定義された透明性のある非差別的な基準に基づく監視組織を置くことによって実現されるため、制限はサービスの質の保証に必要な範囲を超えていると言える。

また、本件は、OTOCはEU機能条約101条3項が定める各要件を満たすと主張するが、そのようには考えられない。なぜなら、当該規制は公認会計士へ訓練を提供する市場の大きな部分において競争を排除するものであり、また、当該規制により課せられる競争制限は目的達成のために必要不可欠ではないためである。

3. 判旨の検討

本件は、ポルトガルの公認会計士協会が実施した公認会計士に対する強制的な訓練システムの実施が、OTOC以外の教育機関を排除する効果を持つことから、公認会計士に対し訓練を提供する市場において競争制限的なものであり、かつ、Wouters判決において採用された理論を用いた場合であっても、それがEU機能条約101条1項の適用対象外とはならないと判断されたものである。本件においては、OTOCが実施する訓練を受講しなかった公認会計士の行動の自由の妨げるが、当該市場おける競争制限効果についても、Wouters事件判決において採用された理論を用いたとしても、目的達成のために必要な範囲を超えているものとして問題とな

るものである。

本件において OTOC が採用した強制訓練システムは、その目的が公認会計士のサービスなどの質の保証にあり、その目的においては競争制限的なものではなく、結果として会員を規律する規制が競争制限的なものであると判断された点については、Wouters 事件判決や Meca-Medina 事件判決と同様である。しかし、両事件と異なるのは、当該規制の効果が自らの会員のみではなく、自らが競争者として存在する訓練提供市場に存在する他の教育訓練機関にも及んでいる点である。本判決においては、このような場合についても、Wouters 事件判決において採用された理論が用いられており、この点について、「伝統的なアプローチを超えたもの」と評価されている⁽¹⁵⁾。本件は、Wouters 事件判決の適用範囲をその効果が自ら会員の行為を規制するものだけではなく、他の教育機関に影響を与えるようなその他の場合にも広げたものと評価することが可能である。

しかし、問題は EU 機能条約 101 条 1 項のもとで Wouters 事件判決において用いられた理論によりその適用対象外となる場合と同条 3 項のもとでその適用が免除される場合の区別である。本件においては、OTOC の主張に基づき、EU 機能条約 101 条 3 項適用可能性について言及がなされたが、いかなる場合に同条 1 項のもとでその適用免除の可能性が審査され、いかなる場合に同条 3 項のもとで適用免除の可能性が審査されるのかということは依然不明である。EU 機能条約 101 条 3 項のもとで適用免除の可能性が検討できる場合には 3 項のもとで審査が行われ、それ以外の場合、特に 3 項における考慮事項として挙げられていない非経済的利益が実現される場合に同条 1 項のもとで審査が行われるという明確な区分がなされているわけではない。それどころか、本件では EU 機能条約 101 条 1 項に基づく審査ののちに同条 3 項に言及がなされていることから、両者のもとで、重複して審査されうるともみることができる。

3. CNG 事件⁽¹⁶⁾

(1) 事実の概要

本件は、イタリア地質学者協会（以下、CNG）がその規約において、会員たる地質学者は、その業務の規模、および、専門家としての尊厳と均衡がとれた報酬を受けとることとしたことに対し、イタリア国家競争当局（以下、当局）がEU機能条約101条1項に違反すると認定したことにつき、協会が地方行政裁判所にその取消を求めて提訴を行い、当該裁判所は一部を除き、その訴えを棄却したが、協会は控訴し、その控訴を受けた裁判所がヨーロッパ裁判所に対し、先行判決を求めたものである。

1963年地質学者の資格ないし専門性の保護に関する法律2条において、イタリアにおいて地質学の専門家として活動する者は、すべて、CNGに登録を要するものとされた。同9条において、CNGは、専門家に対する規制、その他専門性に関する規制の遵守、専門家の質の保護、および、違法行為を防止するための措置、規律の制定、必要がある場合の料金の決定に関し、責任を有するとされた。また、1963年法を施行するための法律14条では、専門家としての誠実性、および、その尊厳を損なった者は、違反の程度に応じ、懲戒、1年以下の資格停止、登録からの除外といった規律に服するとした。しかし、2006年緊急命令はその後の改正ののち、以下のことを定めた。

- (ア) 自由競争、人の自由移動、サービス提供の自由という共同体の原則を遵守するため、また、市場におけるサービスを比較する消費者の権利、および、その能力の行使を保証するために、この命令の施行の日より、専門家および知的業務に関わる者に関し、その料金を強制的に決定すること、ないし、業務の対象となるものの達成に応じて料金を決定することを禁止することは認められない。
- (イ) したがって、(ア)において禁止した内容を含む専門家の倫理および合意に関する規定および自己規制規範は、修正されなければならない

い。修正がなされず、(ア)に反する内容を含む規範は本法の施行の日より無効となる。

また、イタリア民法 2233 条は、知的業務に関わる専門家に対し、料金に関し、当事者が合意に至らず、また、基準料金等を参照してもそれを決することができない場合には、当該専門家が属する協会の意見を聴取したのちに裁判所が決定し、最終的にはその料金は業務の規模および専門家の尊厳に比例していることを要するとしていた。

その中で、2006 年に CNG が承認した行動規範には、以下の内容が定められていた。

17 条—料金基準

専門家としての報酬を決定する際、地質学者は、2006 年緊急命令の規定、民法 2233 条およびその他の規制に従わなければならない。当事者間で生じた料金に関する問題に対する考慮、決定、解決を目的とした場合、後に改正が加えられた 1971 年大臣命令により認可された専門家としての標準料金、および、2001 年大臣命令により認可された公的業務に関する自由料金は、合法的、客観的、専門的な基準となる。

18 条—料金の均衡性

法律が施行されている中、その提供するサービスが必要とされる質を備えていることを確保するために、専門家たる地質学者は、それが個人であれ、会社ないし組合の一員であれ、その料金を自らが行う業務の規模および難易度、専門家としての尊厳、必要とされる技術上の知識およびその行為に均衡させなければならない。

CNG は、専門家間の競争の原則に関し、これらの要件が満たされているか否かの監視を行う。

19 条—公的機関が実施する入札に関する手続

公的機関が実施する入札に関する手続において、公的機関が報酬の基準として専門家としての標準料金を参照することを控える場合には、地質学者は、最終的に、自らが行う業務の規模および難易度、専門家としての尊

厳、必要とされる技術上の知識およびその行為に均衡させるよう入札しなければならない。

2010年6月、イタリア競争当局は、CNGはその会員に対し、その標準料金を適用することを推奨したとして、EU機能条約101条1項に違反するとの認定を行った。上記行為規範17条において、2006年緊急命令に言及していることは、当事者間の合意に基づいて自由に料金を設定することが可能であることを地質学者に対して示すものではないとした。また、同18条および19条は、かつての標準料金が強制的なものであるという推測を招くものであり、市場における独立性のある行動を妨げるものであると認定した。加えて、同17条がイタリア民法2233条を参照していることは、上記の認定を支持するとした。

CNGからの提訴を受けた地方行政裁判所は、上記行為規範17条がイタリア民法2233条を参照していることが、当局の認定を支持するとしたことについて十分な証拠がないとしたものの、その他の認定については当局の判断を支持した。この判決に対する控訴を受けた裁判所は、EU機能条約101条1項の適用に関し、以下の問題等につき、ヨーロッパ裁判所に対し、先行判決を求めた。

- (ア) EU機能条約101条およびその他の規定は、専門家としての報酬を決定する目的で専門家としての誠実性、尊厳を参照することを禁止、ないし、制限するか。
- (イ) EU機能条約101条およびその他の規定のもとでは、専門家としての誠実性、尊厳に関係する要因を参照することは、専門家間の競争を制限する効果を持つこととなるか。
- (ウ) EU機能条約101条およびその他の規定は、最低料金に関連して専門家としての報酬を決定する目的で、専門家としての誠実性および尊厳を考慮に入れること必要とするのが、競争を制限する行為を促進するものとみなされるか。

(2) 判 旨

本件においては、EU 機能条約 101 条 1 項が、CNG のような専門家の協会が、専門家の質や業務の規模に加えて、その尊厳を参照とし、その結果として個々の専門家が報酬を決定する基準を定めることを禁止するか否かということに対する解答が求められている。CNG は事業者団体であり、また、CNG が承認した行為規範はその規範に従わない場合には制裁が下されることから、EU 機能条約 101 条 1 項の適用対象となる事業者団体の決定である。また、当該規範は、業務の質および規模に加えて専門家としての尊厳を専門家の報酬を決定する基準を定める基準とするものであり、域内市場の競争を制限するものである。

しかし、当事者の行動の自由を制限する事業者団体の決定がすべて、EU 機能条約 101 条 1 項の適用対象となるわけではない。EU 機能 101 条 1 項を適用する際には、第一に、当該事業者団体の決定がなされた背景および効果をすべて考慮する必要がある。特に考慮が必要なのは、その目的であり、本件においては、サービスの最終消費者に適切な保証を与えることにその目的がある。また、結果として生ずる競争制限効果はその目的の追求にあたり、内在的であることが検証されなければならない（Wouters 事件判決 97 段）。これに加え、当該規則の結果として課される競争制限が、正当な目的を遂行するために必要な範囲のものであるか否かが検証されなければならない（Meca-Medina 事件判決 47 段）。

本裁判所に提出された証拠によって、本裁判所が、専門家の尊厳に関連する基準が最終消費者へ与えられる保証といった正当な目的の遂行に必要であるか否かを判断することはできない。その理由は中でも当該基準が、業務の規模や難易度、必要とされる技術上の知識、および、その行為と並び、報酬を決定する基準のひとつにすぎないためである。国家の法的枠組みや当該規範が実際に適用される方法などを含め、域内市場に競争制限効果を生み出す効果を含め、その効果が生み出されるすべての背景を考慮して判断すべきなのは先行判決を求めた裁判所である。また、当該裁判所

は、その関連するすべての証拠に照らし合わせて、当該行為規範が、専門家としての尊厳を基礎とした基準を適用するかぎりにおいて、消費者への保証という正当な目的を遂行するための必要であるとみなされるかということを検証しなければならない。

(3) 判旨の検討

本判決は、先行判決であり、CNG が定めた報酬に関する規則について、EU 機能 101 条 1 項の適用がなされないと直接に判断したものではない。しかし、Wouters 事件判決で示された、競争制限行為の目的、その合法性、競争制限効果の内在性、目的への比例性を審査することにより、その適用がなされない可能性があることを示したことは明らかである。

本判決については、これまで EC 条約 81 条 1 項のもとで Wouters 事件判決において採用された理論が用いられるのは、いわゆるハードコアカルテルとしての効果を持たないものに限定されていたのに対し、これをハードコアカルテルの効果を持つものにまで広げたものであると評されている⁽¹⁷⁾。つまり、Wouters 事件が、弁護士と会計士の業務の提携の禁止、Meca-Medina 事件が、ドーピングの禁止、OTOC 事件が公認会計士への研修への参加の義務付けおよび他の職業訓練サービスの排除といった問題としたのに対し、本件は料金の決定というハードコアカルテルと評価することができるものにまで、その適用対象を広げたとみなされている。

しかし、本件は、あくまでも先行判決であることから、ハードコアカルテルと評価できるものが実際に Wouters 事件判決において採用された理論のもとで EU 機能条約 101 条 1 項の適用対象外となるかということは不明である。おそらくは、料金の基準を決定することは、消費者に対しサービスの質を保証することに内在的であるとは言えないであろうし、また、目的に対し比例しているともいえないであろう。

また、EU 機能条約 101 条 1 項において正当化される目的とは、非経済的な事項に限られるとする見解がある。これは、EU 機能条約 101 条 1 項

と人やサービスの自由移動を定める原則との間の域内市場における移動を妨げないものとするという観点からの共通性があり、人やサービスの自由移動を妨げる要因とはなるが、正当化される理由として現在の EU 機能条約 45 条、56 条に関する判例において挙げられてきた非経済的な事項のみが EU 機能条約 101 条 1 項においても考慮されるべきだとするものである⁽¹⁸⁾。これは EU 機能条約 101 条 3 項において、1 項の適用免除を認める基準として、「物の生産ないし流通の促進、技術的ないし経済的発展への寄与」、「消費者への利益の公平な分配」といった経済的な事項が挙げられていることから、1 項において考慮すべき事項を非経済的な事項に限定するものである。EU 機能条約 101 条 1 項が適用される場面をこのように整理することは法の適用の上で有用である。しかし、これまでの委員会、ヨーロッパ裁判所が 101 条 3 項のもとで適用免除を認めてきた事例において、環境等の非経済的事項が事実上考慮されてきており、実際にこのような考慮事項の区別が明確に行われているわけではない。

4. 結 語

上記二つの判例において、Wouters 事件判決において採用された理論が用いられていることから、現在においてもこの理論は有効なものである。上記二つの判例においては、専門的職業団体が定める規則が問題となったが、上述したように、その適用範囲は広がりを見せており、適用対象となるのは専門的職業団体が定める規則には限定されないものと考えられる。

残された課題は、EU 機能条約 101 条 1 項のもとで審査の対象となる正当な目的にはどのようなものが含まれるのか、また、審査の対象となるのは非ハードコアカルテルのみか、ハードコアカルテルも含むものなのかということである。

前者の問題については、実際の法運用においては、EU 機能条約 101 条 3 項の枠内で非競争的利益が考慮されている事例も多数あることから、実

際には明確な棲み分けはなされていない。これについて、EU 機能条約 101 条 3 項の枠内で考慮すべき非競争的利益として、「横断的条項」に示されている利益を上げる者がいる⁽¹⁹⁾。それによると「横断的条項」とは、雇用、産業構造の変革等の産業政策、環境の保護、健康や安全性といった非経済的なものを含む消費者利益、文化であり、これに加えて、Wouters 事件判決で問題とされた国家としての利益が挙げられる。しかし、これらの考慮事項が網羅的なものであるか、また、なぜこれらの事項を EU 機能条約 101 条 1 項の枠内ではなく、同 3 項の枠内において考慮すべきなのかということが明らかではない。また、EU 機能条約 26 条 1 項において、「EU は、条約の関連する規定に基づき、域内市場の機能を確立ないし確保する方策を採用しなければならない」と規定され、同 7 条において、「EU は、その目的すべてを考慮に入れ、また、権力の授与の原則に基づき、その政策および活動の間の一貫性を確保しなければならない」と規定され、その政策および活動の際に考慮すべき事項として、同 9 条から 13 条において雇用、適切な社会的保護、社会的排除等、同 167 条に文化が挙げられていることから、これらの事項を同 101 条 1 項の適用にあたっても“public policy”として考慮すべきであるとする者⁽²⁰⁾もいるが同様のことが言えよう。

このようにみると、望ましい姿として非競争的利益に関し、EU 機能条約 101 条 1 項のもとで正当化される可能性がある行為とは、同 3 項のもとでは正当化されるものではないが、その目的において競争制限的なものではなく、その効果において競争制限的なものであり、その目的は非競争的利益を追求することであり、Wouters 事件判決において採用された理論に倣えば、競争制限効果の発生が目的の追求に内在しており、かつ、それが比例性、つまり目的達成のために必要最小限のものである場合であり、両者の棲み分けがなされることが必要である。

後者については、CNG 事件においては料金の決定といったハードコアカルテルもその審査の対象となるとされたが、Wouters 事件判決におい

て採用された理論を同いて考えた場合、ハードコアカルテルが正当化される余地はごく少ないであろう。

- (1) 委員会判断 2002 年 6 月 25 日・OJ 未搭載・http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/37806/37806_7_3.pdf#search=EU+ENIC+football
- (2) ヨーロッパ第 1 審裁判所 2005 年 1 月 26 日判決・2005 年ヨーロッパ裁判所判例集 II 209 頁。
- (3) Pablo Ibañez Colomo “The application of EC Treaty rules to sport: the approach of the European Court of First Instance in the Meca Medina and Piau cases” *Entertainment and Sports Law Journal* 2006 年 3 巻 2 号 43 頁。
- (4) ヨーロッパ裁判所 1974 年 12 月 12 日判決・Walrave v Association Union Cycliste Internationale・1974 年ヨーロッパ裁判所判例集 1405 頁。
- (5) Robert Branco Martins “The Laurent Piau Case of the ECJ on the Status of Players’ Agents” *The International Sports Law Journal* 2005 年 3・4 巻 8 頁
- (6) ヨーロッパ裁判所 2006 年 7 月 18 日判決・2006 年ヨーロッパ裁判所判決集 I 6991 頁。
- (7) Romano Subiotto “How a lack of analytical rigour has resulted in an overbroad application of EC competition law in the sports sector” *International Sports Law Review* 2009 年 2 巻 25 頁、同 “The adoption and enforcement of anti-doping rules should not be the subject to European competition law” *European Competition Law Review* 2010 年 31 巻 8 号 329、330 頁。
- (8) Erika Szyszczak “Competition and sports” *European Law Review* 2007 年 32 巻 1 号 105 から 108 頁。
- (9) 委員会 2007 年 7 月 11 日 “White paper on sport” <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52007DC0391&from=EN>。
- (10) 同 4.1。
- (11) “Commission Staff Working Document — The EU and Sport: Background and Context — Accompanying document to the White Paper on Sport” <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52007SC0935&from=EN>。
- (12) Julian Nowag “Wouters, when the condemned live longer: a comment on OTOC and CNG” *European Competition Law Review* 2015 年 36 巻 1 号

- 42 頁。
- (13) 例として、委員会通知 “Guidelines on the application of Article 81 (3) of the Treaty” 13 段・2004 年 OJ C101 号 97 頁。
 - (14) ヨーロッパ裁判所 2013 年 2 月 28 日判決・2013 年 C. M. L. R. 4 卷 20 頁。
 - (15) 上記 Julian Nowag 42 頁。
 - (16) ヨーロッパ裁判所 2013 年 6 月 18 日判決・2013 年 C. M. L. R. 5 卷 40 頁。
 - (17) 上記 Julian Nowag 42 頁。
 - (18) Stefan Enchelmaier “Mandatory Requirements’ under Art 101 (3) TEFU? The Complementary Relationship between EU Competition and Free Movement Law” *Competition Law Review* 2012 年 11 卷 182 頁。
 - (19) Giorgio Monti “Article 81 and public policy” *Common Market Law Review* 2002 年 5 号 1057 頁。
 - (20) Christopher Townly “In anything more Important than Consumer Welfare (in Article 81 EC)? Reflection of a Community Lawyer” *Cambridge Yearbook of European Legal Studies* 10 卷 (2007-2008) 345 頁。